

障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

■障害者作業施設設置等助成金（作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき450万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき150万円 (中途障害者の場合は1人につき450万円) (1事業所あたり一会計年度につき4,500万円) 	3年間
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による設置			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき月13万円 ・作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 (中途障害者の場合は1人につき月13万円) 	

■障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者 	1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 (1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき2,250万円)

■障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①重度中途障害者等職場適応助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・中途障害者である重度身体障害者 ・中途障害者である45歳以上の身体障害者 ・中途障害者である精神障害者 ・中途障害者のうち重度身体障害者である短時間労働者 ・中途障害者のうち精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人あたり月3万円 (短時間労働者にあつては月2万円) 	3年間
②職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害および3級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者および短時間労働者 		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで 	10年間
③職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の脳病変による上肢機能障害および3級以上の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者および短時間労働者 	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで 	5年間
④手話通訳担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・3級以上の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者である短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回6千円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合) 	10年間

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑤健康相談医師の委嘱助成金 ○障害者の健康管理に必要な医師の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・4級以上の内部障害者 ・3級以上のせき髄損傷による肢体不自由者 ・てんかん性発作を伴う知的障害者 ・精神障害者 ・2級以上の内部障害者である短時間労働者 ・2級以上のせき髄損傷による肢体不自由者である短時間労働者 ・てんかん性発作を伴う重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回2万5千円 障害者の障害の区分ごとに委嘱1人 年30万円まで 	10年間
⑥職業コンサルタントの配置または委嘱助成金 ○障害者の雇用管理のために必要な職業コンサルタントの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級または4級の脳病変による上肢機能障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※上記の障害者である在宅勤務者 ・3級の下肢機能障害者である在宅勤務者 ・3級の体幹機能障害者である在宅勤務者 ・3級の内部障害者である在宅勤務者 ※対象障害者5人以上のための配置または委嘱であることが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで 	10年間
⑦業務遂行援助者の配置助成金 ○障害者に対し、業務の遂行を通じた雇用管理のために必要な援助および指導の業務を担当する業務遂行援助者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・重度知的障害者 ・精神障害者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※対象障害者1人から3人までに対し、1人の業務遂行援助者の配置であることが必要 		<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人3年間までは障害者1人につき月3万円、4年目以降は障害者1人につき月1万円（短時間労働者にあつてはそれぞれの半額） 	10年間
⑧在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱助成金 ○在宅勤務障害者の雇用管理および業務管理の業務を担当する在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者である在宅勤務者 ・知的障害者である在宅勤務者 ・精神障害者である在宅勤務者 ・重度身体障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 ・重度知的障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 ・精神障害者である在宅勤務者のうち短時間労働者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置 障害者1人あたり月5万円（在宅勤務コーディネーター1人あたり月25万円まで） ・委嘱 障害者1人あたり1回3千円（在宅勤務コーディネーター1人あたり年225万円まで） ・在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理制度の設計および就業規則等の諸規程の整備 初回に限り10万円（支給は1回を限度） 	10年間

■職場適応援助者助成金（障害者に対する職場適応援助者による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主の方への助成金）

職場適応援助者による援助を受けなければ、事業主による雇入れまたは雇用の継続が困難と認められる障害者に対して、職場に適応することを容易にするため職場適応援助者（機構の障害者職業総合センター、地域センターが行う第1号職場適応援助者養成研修または第2号職場適応援助者養成研修若しくは厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験および能力を有すると認められる者）による援助の事業を行う社会福祉法人等並びに職場適応援助者を配置し援助を実施する事業主に対して、その費用の一部を助成するものです。

助成金	支援対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1号職場適応援助者助成金 ○法人格を有していること、定款または寄付行為等において障害者の就労支援が規定されていること、第1号職場適応援助者養成研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援の実績があることおよび地域センターとの業務連携関係があること等の要件を満たす社会福祉法人等による援助の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・その他、第1号職場適応援助者による援助を行うことが特に必要であると機構が認める障害者 		<ul style="list-style-type: none"> ・援助の事業を実施した日数1日につき14,200円（1日につき3時間に満たない場合は7,100円）（第1号職場適応援助者1人につき月284千円まで） ・雇用前支援において協力事業主に支払った費用相当額1日につき2,500円（支援対象となる障害者1人につき月5万円まで） ・第1号職場適応援助者養成研修の受講に係る旅費相当額または機構が別に定める限度額のいずれか低い額（研修修了後6カ月を超えて援助の事業を開始しない場合は不支給） 	援助期間中1人あたり1回につき1年8カ月限度

助成金	支援対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
②第2号職場適応援助者助成金 ○雇用する障害者の職場適応援助を行うため第2号職場適応援助者を配置	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 	3/4	・配置1人 月15万円	支援期間 1人あたり 1回につき 6カ月 (累積12 カ月)限度

(注)①の第1号職場適応援助者助成金のお問い合わせは、機構障害者助成部(電話番号03-5400-1616)または地域センターをお願いします。

■重度障害者等通勤対策助成金(通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の新築等助成金 ○対象障害者用に特別な構造または設備を備えた住宅の新築・増築・改築・購入(事業主団体を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の脳病変による移動機能障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用1戸につき1,200万円 ・単身者用1人につき500万円 	
②住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 	10年間
③指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置(事業主団体を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 		・配置1人 月15万円	
④住宅手当の支払助成金			・障害者1人 月6万円	
⑤通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入(事業主団体を含む)	※「③指導員の配置」「⑤通勤用バスの購入」「⑥通勤用バスの運転」に従事する者の委嘱が必要		・バス1台 700万円	
⑥通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱(事業主団体を含む)			・委嘱1人 1回6,000円	10年間
⑦通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	※「⑦通勤援助者の委嘱」対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要		<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人 1回2,000円 ・交通費 1認定3万円 	1月間
⑧通勤のための駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人 月5万円	10年間
⑨通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車を購入	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の脳病変による上肢障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ※上記のうちで、2級以上の障害者である短時間労働者		<ul style="list-style-type: none"> ・購入 1台150万円(1級または2級の両上肢障害者1台250万円) 	

■ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 (障害者を多数雇用し施設等の整備等を行う事業主の方への助成金)

重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を常用労働者として多数雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種(施設設置) ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※「①第1種」 対象障害者を5人以上新規に雇い入れ、継続雇用者とあわせて10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要 ※「②、③第2種」 対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用5～9人 1.5億円 ・新規雇用10人以上 2億円 (特例3億円または4億円) 	5年間
②第2種(施設改善) ○対象障害者のための事業施設等の設置または整備 ※第1種(施設設置)の支給から10年経過以降に行う施設の改善 ※対象障害者の雇用の維持のための事業施設等の設置または整備		特例 3/4		
③第2種(設備更新) ○対象障害者のために第1種または第2種(施設改善)の支給から耐用年数経過(耐用年数が10年以上の場合は、10年)以降に行う設備の更新				
※利息助成 ○上記①～③の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため銀行または信用金庫から資金を借入				

■ 障害者能力開発助成金 (能力開発訓練事業を行う事業主等の方や能力開発訓練を受講させる事業主の方への助成金)

障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主またはその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設・設備の整備等を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合や障害者である労働者を常用労働者として雇用する事業主が、その障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合に、その費用の一部を助成するものです。

なお、「能力開発訓練事業」とは、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準に適合する教育訓練をいいます。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種(施設設置) ○能力開発訓練のための施設等の設置または整備	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者 ・精神障害者である短時間労働者 ※第3種(受講)は、事業主が第2種(運営費)を受けている施設で訓練を受講させる場合に限る	4/5	・2億円	
②第1種(施設・設備更新) ○①の支給対象となった施設の改善、設備の更新			・5千万円	
③第2種(運営費) ○障害者能力開発訓練事業の運営費		3/4	・受講生1人 月16万円	訓練期間中
④第3種(受講)		4/5	・受講生1人 月17万円	
		3/4	・受講生1人 月8万円	受講期間中

■ 障害者雇用支援センター助成金 (障害者雇用支援センターを設置運営する法人の方への助成金)

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第34条の法人が、都道府県知事の指定を受け、福祉部門と雇用部門が連携を図りながら、市町村レベルで就職から職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行う場合の施設・設備の整備等に要する費用や、その自立支援業務の運営に要する費用の一部を助成するものです。

助成金	助成率	限度額	支給期間
①第1種(施設設置) ○自立支援業務を行う施設等の設置または整備	4/5	・2億円	運営期間中
②第2種(運営費) ○自立支援業務の運営費	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・定員×月13万円 ・障害者雇用支援者1人 月5,000円 	